# 此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり構想

## 安治川右岸(桜島入堀上流)

~ 都市・地域再生等利用区域の指定に向けて~

令和3年12月24日

此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会

## はじめに

此花西部臨港緑地エリアは、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンに隣接し、年間1400万人を超える 集客エリアであるとともに、対岸の天保山エリアには、世界最大級の水族館である海遊館や大型客船 の発着する岸壁があります。

また、本エリアが位置する大阪港は、大阪港港湾計画(改訂)において、魅力的な観光・集客拠点の形成と臨海部の活性化を図ることとされており、本エリアが位置する淀川水系西大阪ブロックは、淀川水系西大阪ブロック河川整備計画において、水都大阪の中心である中之島エリアと夢洲を含むベイエリアとを結ぶ主要な舟運ルートとしてさらなる舟運の活性化を図ることとされています。

さらに、本エリアにほど近い此花区の夢洲においては、大阪・関西万博の開催を控え、さらには統合型リゾート(IR)を含む国際観光拠点の形成に向けたまちづくりが進められようとしており、まさに此花区の臨海部は、大阪・関西全体の賑わいを押し上げる役割を担うことが期待されます。

大阪市におきましては、民間活力を導入し本エリアの持つこれらのポテンシャルを最大限に活かし、 臨海部全体の、ひいては大阪全体の賑わい創出や、舟運及び観光等のさらなる活性化を増進していき たいと考えております。

そこで、地域の合意を図るため、準則第二十二第5項の協議会としての「此花西部臨港緑地エリア 水辺賑わいづくり協議会」の設立を呼びかけ、その設立の後、同協議会の議事を経、同協議会におき まして全員合意のもと此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり構想を策定するに至りました。

令和3年12月24日

此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会 運営委員長 大阪市 此花区長 髙橋 英樹

## 目次

- I. 此花西部臨港緑地エリアのこれまでの経緯
- Ⅱ.エリアの概要
- 皿. エリアの位置づけ
- IV. 構想の二つの柱
- V.事業のスキーム
- VI. 事業の基本計画案
- WI. 今後の事業の進め方
- 畑. エリアの安全対策

## I. 此花西部臨港緑地エリアのこれまでの経緯

●此花西部臨港緑地整備 (大阪市港湾局)

H10~H14年度 **緑地整備事業**  H16年度 <u>H23年度</u> 休止 <u>事業再々評価</u>

事業休止中

●河川管理者の安治川整備 (大阪府西大阪治水事務所) H3 ~ H6年度 **護岸耐震対策事業**  H 9 ~ H14年度 スーパー堤防事業

> H13.12.~ 護岸変状及び沈下確認 - - (変位計測、原因調査) (対策検討、試験施工)

R3.12.22 河川構造物等審議会 護岸の安全性確認

H7.1.

H13.3.

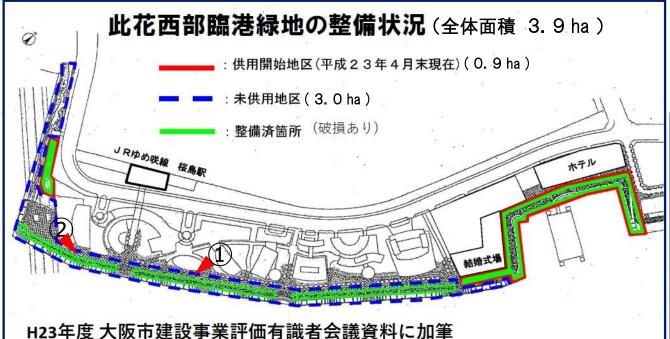
H30.9.

◆阪神淡路大震災

**★**ユニバーサル・スタジオ・ジャパン開業

1

■ ♦台風21号







### Ⅱ.エリアの概要

#### 1. 大阪都心部から近く、鉄道駅2駅からアクセス良好で希少な水辺空間が存在するが未活用

・大阪市街地から電車で15~20分、最寄り駅から徒歩5分で水辺空間にアクセスが可能

• 臨港緑地の現状は、遊歩道施設等の破損や未整備箇所があり、大半が未供用となっており水辺へのアクセスができない。

**ユニバーサル・スタジオ・ジャパン**やシティウォークとの相乗効果が発揮されず、また、大阪都心や大阪湾を眺望でき

る好立地特性も活かされていない状況





#### 〔水辺空間の現状〕



未供用部

# Ⅱ. エリアの概要

## 〔臨港緑地未供用部の現状〕





### Ⅱ.エリアの概要

### 2. ユニバーサル・スタジオ・ジャパン (USJ) による年間1,400万人を超える集客エリア

- ・**USJの年間入場者数**は平成28年に**1,400万人**に達し、令和3年3月に新エリア(スーパー・ニンテンドー・ワールド™)が開業し、今後も更なる集客が期待される。
- 安治川の対岸の天保山エリアには、世界最大級の海遊館(令和元年には、 約250万人を集客)が立地している。



	ユニバーサルシティ駅周辺エリア		
	施設名		
	① ホテル近鉄 ユニバーサル・シティ		
	② オリエンタルホテルユニバーサル・シティ		
ホテル	③ ザ・パークフロントホテル		
	④ ホテル京阪 ユニバーサル・タワー		
	⑤ ザ・シンギュラリホテル&スカイスパ		
商業施設	シティウォーク		
	水辺エリア(此花西部臨港緑地エリア)		
	施設名		
	⑥ ホテルユニバーサルポートヴィータ		
	⑦ ホテルユニバーサルポート		
ホテル	⑧ ラ・ジェント・ホテル大阪ベイ		
	<b>⑨ リーベルホテル</b>		
	⑩ 新規開発予定ホテル(商業施設を含む)		
商業施設	① Zepp大阪ベイサイド(ホール)		

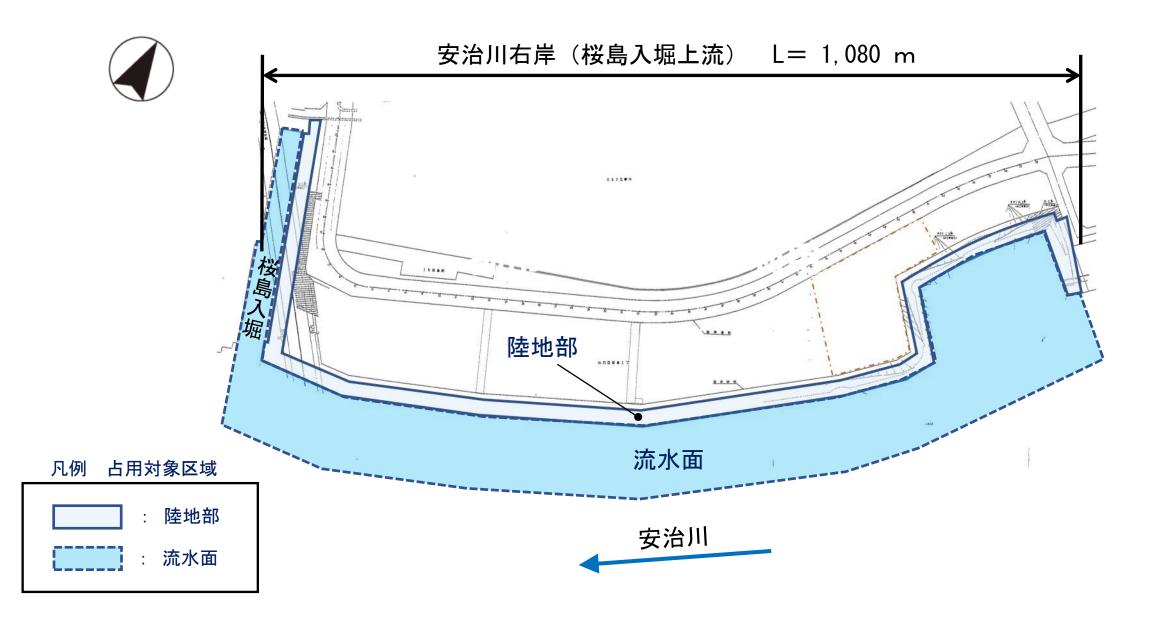
## Ⅱ.エリアの概要

### 3. 臨海部と大阪市内を結ぶ舟運ネットワーク拠点としてのポテンシャルを有する

- 臨海部(港湾)と大阪都心部(河川)の**舟運の結節点**に位置する。
- 現在、**ユニバーサル・シティ・ポート**があり、**天保山との定期船**(キャプテンライン)、**都心部への不定期船**などが運航中
- 夢洲での**万博開催**、そして統合型リゾート(IR)を含む国際観光拠点の形成に向けたまちづくりが実現すれば、舟運事業の活性化が想定される。



## Ⅱ. エリアの概要 (都市・地域再生等利用区域指定の要望範囲)



### Ⅲ、エリアの位置づけ

①「此花西部臨海地区地区計画」(大阪市 H18.9)

#### 【地区計画の目標】

USJを核としながら、アーバンリゾート機能の導入を図るなどにぎわいの創出を図る。

#### 【土地利用に関する基本方針(D地区)】

・<u>魅力あるウォーターフロントを活用</u>して、ホテルやフェスティバルマーケットをはじめとする商業施設、輸入商品等を中心とした商業施設、映像を活用した娯楽文化施設、親水施設等の整備を図る。

#### ②「淀川水系西大阪ブロック河川整備計画」

(大阪府、大阪市 R2.3)

#### 【河川空間の利活用】

- 河川環境の整備と保全に伴う<u>河川空間の利活用</u>については、民間事業者等のニーズに応じて、官民が協議のうえ事業エリアを設定し、両者の適正な役割分担の下で必要な整備を実施します。
- ・ 安治川筋は、水都大阪の中心である中之島エリアと2025年に 開催が決定した大阪・関西万博の会場である<u>夢洲を含むベイエリ</u> アとを結ぶ主要な舟運ルートとなり、<u>今後、周辺部でさらなる舟</u> 運の活性化が予想され、眺望景観及び夜間景観の魅力を高める取り組みが求められています。

#### ③「大阪港港湾計画(改訂)」(大阪市港湾局 H31.3)

#### 【基本方針】

交流:魅力的な観光・集客拠点の形成と臨海部の活性化

- ・ 地域の特性を活かした<u>再開発や民間活力導入等により臨海部の</u> 活性化を図り、身近で 市民に親しまれるベイエリアの形成を図 る。
- ・ <u>此花地区</u>については、<u>親水緑地や、旅客船埠頭、集客・交流施</u> 設が連携し、様々な人々が訪れる交流拠点ゾー ンとする。

#### ④「大阪 "みなと" ビジョン」 (大阪港湾局 R2.11)

#### 【具体的な取組み】とトの交流により賑わう 海上交通による交流機能の充実

・ 関西国際空港や神戸空港などの大阪湾内の拠点を結ぶネット ワーク、また、ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)、 海遊館などの近傍の集客施設や水都大阪(水の回廊)、淀川舟 運と連携したネットワーク、大阪湾と瀬戸内・西日本を結ぶ ネットワークなどの<u>海上交通による交流機能の充実</u>をめざして いきます。

#### みなと・海岸のにぎわい創出

・ <u>沿岸市町、企業等と連携した港湾緑地の活用</u>、また、みな と・海岸特有のロケーションや景観等を活かした<u>にぎわい・魅</u> 力創出に取り組みます。

## IV. 構想の二つの柱

「水辺遊歩空間の創出」と「舟運等のネットワーク形成」によりエリアの水辺賑わいづくりを実現

1. 水辺遊歩空間の創出

水都大阪を ノボル的な 水辺空間の創出

地域に根ざした まちづくり活動 との連携形成

2. 舟運等のネットワーク形成

結節拠点

海のリゾー 機能の強化

堺旧港、 関空等

水の回廊

北浜テラス、中之島バンクス、中之島ゲー| タグボート大正、道頓堀、β本町橋等)

淀川舟運

### 【本構想の意義・目的】

① 水都大阪の成長・魅力向上につながる「場」と「機会」を『公民連携』により創出

「場 | の創出 公共空間(緑地・河川)の活用

- ▶店舗等施設、水上施設
- ▶遊歩道、広場
- ▶船着場(ポンツーン)

「機会」 の創出

- ▶観光・商業機能
- ▶イベント等の賑わい事業
- ▶地域活動、社会貢献等

目標

水都大阪の 成長·魅力向上

② このエリアに訪れるすべての人々に、「場」・「機会」を通じて大阪・水都を感じてもらう

### 対象

- ▶大阪府内に留まらず国内外からの観光客
- ▶地域住民や周辺施設で働く皆さん

場・機会 を提供

#### 期待される効果

- ▶大阪・水都ブランドの世界への発信
- ▶地域のシンボル空間への愛着醸成

時機

大阪・関西万博開催 IR 開業

▶更なる効果が期待

10

## IV. 構想の二つの柱【1. 水辺遊歩空間の創出】

1. 水辺エリアの賑わいを創出することで、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンやシティウォーク、 ユニバーサルポートなど周辺施設と一体となった魅力的なアーバンリゾートエリアを形成



水都大阪を リードする シンボル的な 水辺空間の創出

地域に根ざした まちづくり活動 との連携形成

#### ■人の流れを呼び込む施設・運営計画

水辺遊歩空間の創出

- ・魅力ある店舗、遊歩道、広場整備
- ・水辺を親しむ空間形成
- ・集客が期待できる店舗運営 等

#### ■回遊性に優れた動線計画

・周辺施設から遊歩空間への往来を快適につなぐ

#### ■魅力ある水辺景観の創出

- ・周辺施設と調和のとれた施設計画
- ・都心、大阪湾の眺望を活かした視点場形成
- ・対岸、船上からの視対象としての景観形成

#### ■賑わい・活気にあふれた活動の展開

- ・水辺利用を促進する賑わい事業
- 人々を惹きつけるプロモーション活動

#### ■地域と連携した取組みの推進

・地域の事業者や住民等による地域貢献活動等

#### ■安全・安心な水辺空間の形成

- ・安全安心な遊歩道、広場整備(保安対策)11
- ・災害に対する安全対策、連絡体制の確立

## Ⅳ. 構想の二つの柱【2. 舟運等のネットワーク形成】

2. 海のリゾートネットワーク(臨海部)と水の回廊ネットワーク(都心部)をつなぐ水上交通や次世代モビリティーなどの結節拠点として多様なネットワークを形成



### V.事業のスキーム

【河川管理者】

## 都市 ・地域再生等利用区域の指定による民間活力の導入 ~ 公民連携 桜島モデル ~

#### 「水辺遊歩空間の創出」と「舟運等のネットワーク形成」 【民間事業者】 民 ●舟運の拠点整備 )臨港緑地施設の上面整備| ●質の高い管理及び運営 ●店舗等の賑わい施設整備 など 〔メリット〕 ●公共空間の質の高い維持管理・運営による民間事業地の価値向上 → エリアマネジメントの実現 ●エリア一帯での賑わいづくりによる集客力向上 → 事業の収益性向上 此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会 (地域合意のプラットホーム) 都市・地域再生等 利用区域の指定 ●民間事業者により整備された臨港緑地施設等の寄付受け (河川水辺の賑わい審議会へ諮問) ●基本水準の維持管理費用の負担 〔メリット〕 公 公 ●整備費用の縮減による早期供用 護岸の安全性確認 ●利用者に質の高い遊歩空間の提供 (河川構造物等審議会へ諮問)

【港湾管理者】

## V.事業のスキーム

- ●大阪市長から大阪府知事(河川管理者)に対して「都市・地域再生等利用区域」の指定を要望し、それを受け知事が「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」に諮問、そしてその 区域指定妥当の答申に基づき、知事から此花西部臨港緑地エリアの「都市・地域再生等利用区域」の指定を受ける。(26頁参照)
- ●臨港緑地として大阪港湾局が河川敷の占用許可を包括的に受けているが、都整Cが、事業者の店舗等の収益施設を設置する範囲の許可を別途受け、事業者は、都整Cとの使用契約 に基づき、当該施設の運営管理に関する一切の責任を負う。なお、事業者の整備する臨港緑地施設については、別途、港湾管理者と事業者で協定を締結し、相互の役割を確認する。

### 大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会

河川区域の効果的な活用についての調査審議 (区域指定の検討、事業評価など)

諮問、報告 河川管理者 (大阪府) 答申 (区域指定の妥当性、 許可申請 継続の事業評価) 事業報告

港湾管理者 (大阪港湾局)

占用 占用 許可 許可 許可 申請

「此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会」(目的:地域の活性化)

〔水辺の賑わいづくり増進のための地域の合意形成、意思決定〕

- ~ 運営委員会 ~
- ●委員長:此花区長
- ●副委員長:大阪港湾局長(港湾管理者)
- ●委員:大阪府西大阪治水事務所長(河川管理者)
- ●委員:(民間委員)

此花区地域振興会長

(地先民間企業各社)

ユー・エス・シェイ、オリックス・ホテルマネシ・メント、 鹿島建設、日鉄興和不動産、 Zeppホールネットワーク、住友商事、武蔵野

- 事業者(使用者)[決定後参画]
- ●委員:都整C理事長
- ●オブザーバー:桜島桟橋運用協議会

[事務局]都整C(その他委員、事務補助)

#### 【役割】

- 地域の合意形成
- ・ 事業者の承認
- 事業の推進
- 占用主体の選定、調整
- 事業者の選定審査 及び選定後の評価

審査部会 ※3

運営委員会 で決定、同意 選定審查 評価の依頼

審杳結果通知

都整C※1

占用主体(1号) 公募主体

占用料

#### 【役割】

- 事業コーディネート
- 各種協議手続き支援等

使用料※2 ●預託金

公募

事業計画の

企画・提案

使用契約

(応募)

(原状回復費用

事業実績報告

事業者(使用者)決定後に協議会へ参画

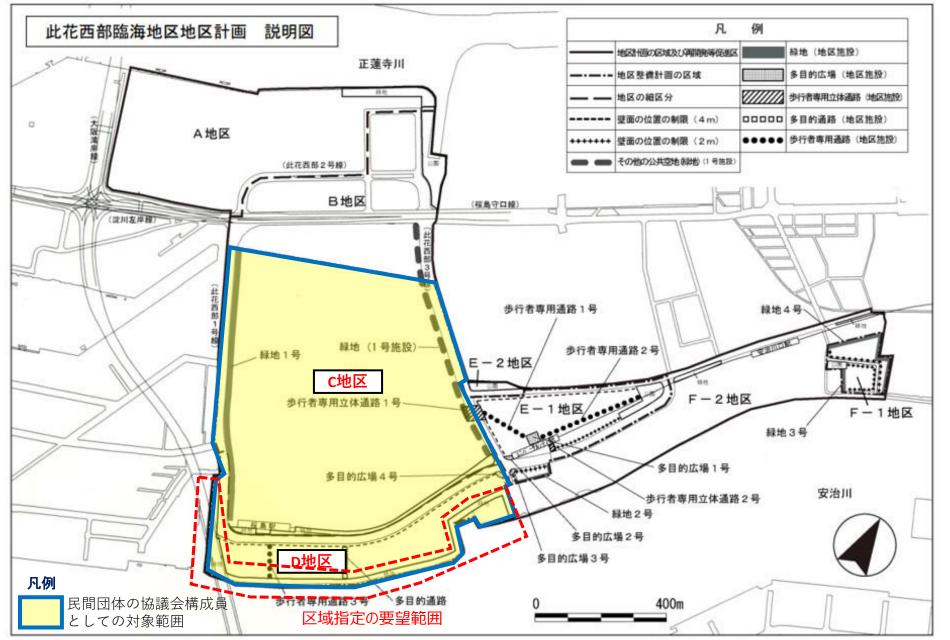
- 公益財団法人 大阪府都市整備推進センターが、協議会と密接に連携し、その意思決定を以って公的機関として1号占用主体、公募主体としての役割を果たす
- 占用料 + 都整C経費(事務局経費、審査部会審査・評価経費など) + Q

※3 学識等により構成

役割 施設の設計 事業者( 建設 使 用 維持管理、 者 運営

14

## V. 事業のスキーム(民間団体の協議会構成員の対象範囲)



此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会規約の参考図「此花西部臨海地区地区計画 説明図」(大阪市)に加筆

### V. 事業のスキーム(審査部会)

#### 此花西部臨港緑地エリア水辺賑わいづくり協議会審査部会設置規約 第2条 所掌事務

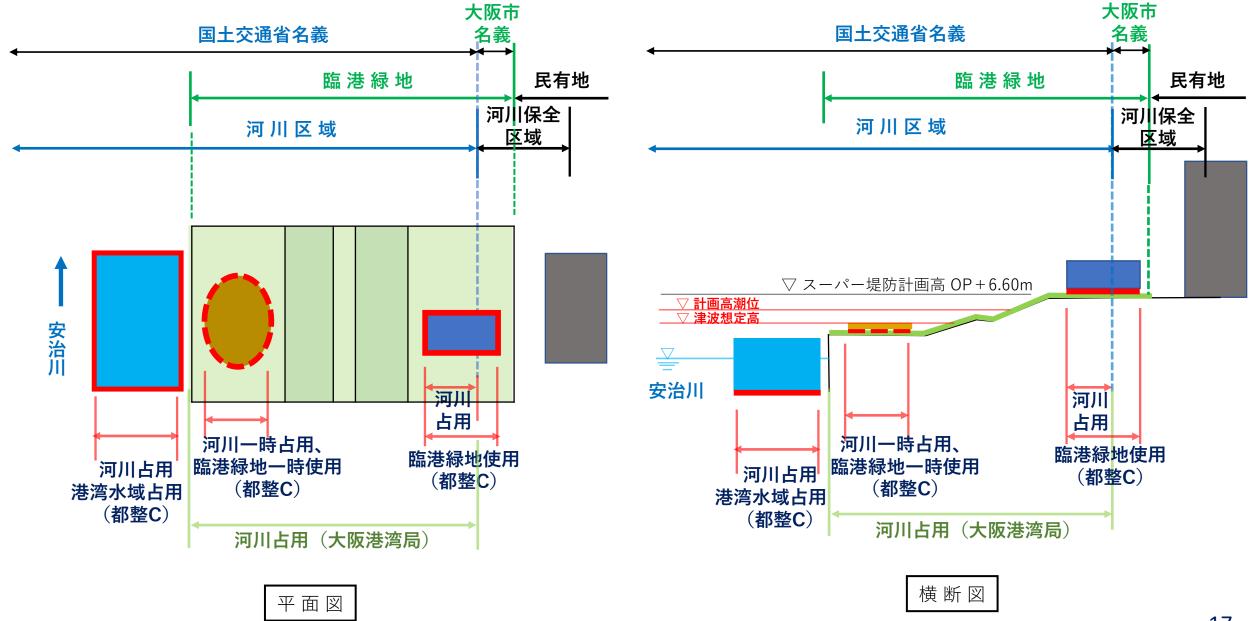
- (1) 此花西部臨港緑地エリアの河川区域等を恒常的に利用する事業者の募集・選定等の審査に関すること
  - ➡ 民間事業者による、エリアでの事業提案を審査
- (2) 本エリアの河川区域等の恒常的な利用に係る評価に関すること
  - → 年度の事業実績を評価 年度1回以上開催
- (3) その他本エリアの利用に必要な事項の審査に関すること
  - → 利用についての課題解決などへのアドバイスを求めることも視野に入れて運営

### 【審査部会委員の構成】

	所 属	職・氏名
学識	大阪府立大学大学院	准教授 武田重昭
会計士	蒲生武志公認会計士・税理士事務所	会計士 蒲生武志
弁護士	大阪本町法律事務所	弁護士 橋本匡弘
行 政	大阪市	此花区長 髙橋英樹

(事務局:公益財団法人 大阪府都市整備推進センター)

## V. 事業のスキーム【事業の対象区域(占用許可の形態)】



### VI. 事業の基本計画案【水辺遊歩空間賑わいづり】

此花西部臨港緑地エリアの魅力ある水辺空間を活用するため、 民間活力の導入により、人々が訪れ水辺の回遊を楽しみ、 大阪・水都を感じるエリアを実現する。



2025年大阪・関西万博開催までに緑地の回遊性を創出



# 新たな回遊性の創出

#### 〈集客回遊〉

ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)やZeppなどのレジャー施設来場者に加え、定期運航・チャーター船乗船者など、大阪ベイエリアや大阪市街地周辺からの集客も図る。

#### 〈ロケーション回遊〉

開放的な空間から都心部や 大阪湾を眺望できる環境の 活用により、USJ周辺で の新しい過ごし方を創出。 長く滞在したくなるような エリアをつくる。

#### 〈水辺からのアクセス性・融合性を高める〉 水上レストランなど水面利用施設の新設

既存の船着場の活用や水上施設などを取り入れ、親水 L エリアとしての価値を高め、桜島エリア・USJへの L アクセス、回遊性を拡げ、水辺の玄関口、水上交通の L 拠点としての印象を強める。



#### 〔整備にあたっての考え方〕

- ●水面利用空間~河川区域、臨港緑地、地先民間敷地をできるだけ一体的な空間となるよう整備を図る。
- ●景観に配慮した一定のコンセプトに基づくデザインルールを作成・運用する。

## VI. 事業の基本計画案【舟運等のネットワーク拠点賑わいづくり】

此花西部臨港緑地エリアの既存の水上交通ネットワークに加え、 新たなネットワークを構築し、新しい水辺の玄関口を実現する。

### 目標

大阪・関西万博開催、 IR開業に合わせ、 新たなネットワークを形成

### 〈舟運ネットワークの拠点「水辺の玄関口」〉 ~大阪市内の川と海をつなぎ、新たな舟運の拠点へ~



海遊館・道頓堀・夢洲な どからの船によるルート の需要に応じて新たな船 着場も整備し、大阪ベイ エリアの拠点とする。

レジャー施設隣接の立地 性を生かし、大阪・水都 を体感できる滞在を来街 者へ提案。

### 〈新しいアクセス手段「空飛ぶクルマ」〉 ~次世代モビリティによる地域活性化~

便利さと楽しさが味わえ、防災機能の強化、生活のイノ ベーションの創出、地域活性化など、様々な分野での活 |用が期待されている「空飛ぶクルマ」を大阪ベイエリア |で体験。

(今後の状況により検討)



万博を見据えたドローンを 使った実証実験(中央突堤)



### VI. 事業の基本計画案【水辺遊歩空間賑わいづくり】活用イメージ

堤防上のボードデッキエリアに店舗等の整備を進め、遊歩空間の回遊性を確保するとともに、立地特性を 活かした景観形成により、人が集まる場としての"賑わい"を創出して、水辺の魅力を最大化する。

〈賑わい施設〉

広場、イベント施設、遊歩道、飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、バーベキュー場、日よけ、船上食事施設、突出看板、川床 etc.

〈賑わいコンテンツ〉

マルシェ、ワークショップ、フードイベント、企業PRイベント、音楽イベント、アートイベント etc.











## VI. 事業の基本計画案【舟運等のネットワーク拠点賑わいづくり】活用イメージ

既設のユニバーサル・シティ・ポートの活用に加えて、新設の船着場や係留施設を整備し、「海のリゾートネットワーク」と「水の回廊ネットワーク」の結節拠点としての機能を強化することにより、大阪の臨海部と都心部の連続性を一層高める。

これにより、此花西部臨港緑地エリアの水辺遊歩空間やユニバーサル・スタジオ・ジャパン、シティウォークを含む賑わい拠点と大阪・関西の各賑わい拠点との相互交流を図り、人が集まる場としての"賑わい"を創出して、水辺の魅力を最大化する。

〈賑わい施設〉

船着場、船舶係留施設、切符売場、案内所 etc.













## VI. 事業の基本計画案 (配置イメージ例)

キッチンカー

を散策するボードデッキ



(リムジンボート、クルーザー用)

# VI. 事業の基本計画案(イメージパース)



## WI. 今後の事業の進め方【公募の考え方(案)】

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定を受けた上で、事業としての「水辺遊歩空間賑わいづくり」及び「舟運等のネットワーク拠点賑わいづくり」については、公募内容の検討、時機の考慮などを踏まえ、段階的に事業者公募を実施する。 先ずは、本エリアの地先の賑わいづくりについて、事業者公募の準備を進める。

(第一段階)令和4年6月公募予定 「(仮称)水辺遊歩空間賑わいづくり事業」

先行



(第二段階)大阪・関西万博、IRを見据えて公募予定「(仮称)舟運ネットワーク拠点賑わいづくり事業」

なお、次世代モビリティの事業取組等については、大阪・関西万博に向けた国、大阪府 (ラウンドテーブル)の動きや民間開発等の状況に応じ、今後協議会で検討・調整予定

#### 募集要項(素案)の概要

#### 【事業提案を求める内容】

- ●立地特性を最大限に活かし、来訪者が快適に過ごし、安心して利用できるよう空間形成の工夫や水辺の情景、 賑わい創出など、事業者の柔軟かつ優れたアイデア・企画力により、次の事業を一体的に実施する実現性の高い 提案を求める。
  - (1) 水都大阪をリードするシンボル的な水辺空間創出事業 1) ハード事業 2) ソフト事業
- (2) 地域に根ざしたまちづくり活動との連携形成事業
- (3) 維持管理・運営事業

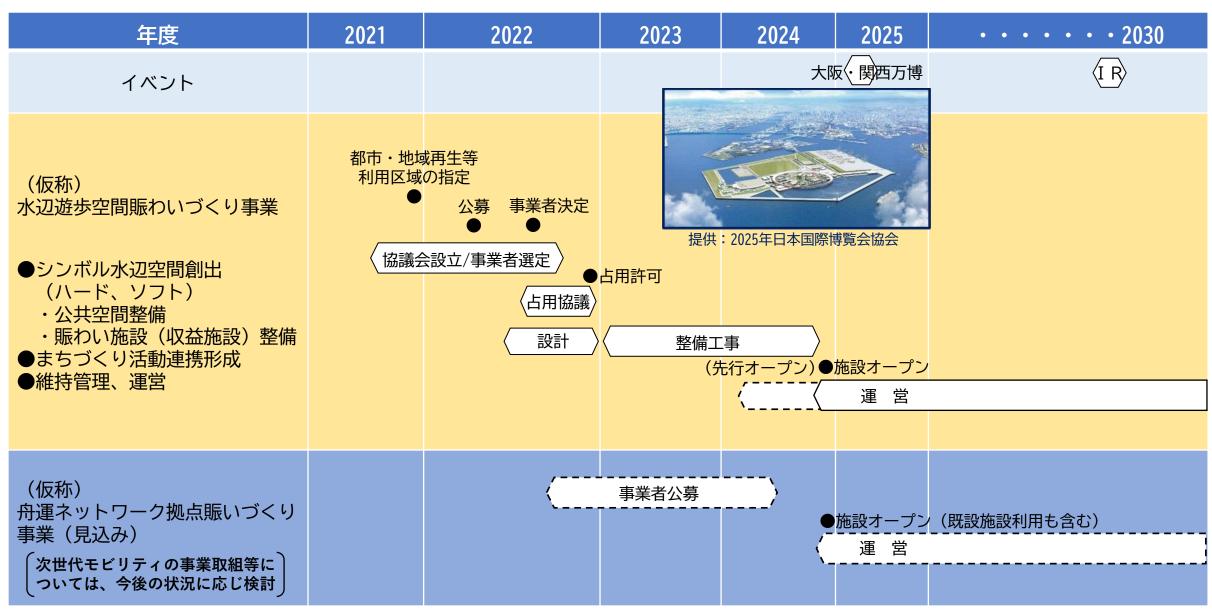
#### 【事業期間】

●本事業開業日から最長20年

#### 【公募スケジュール】

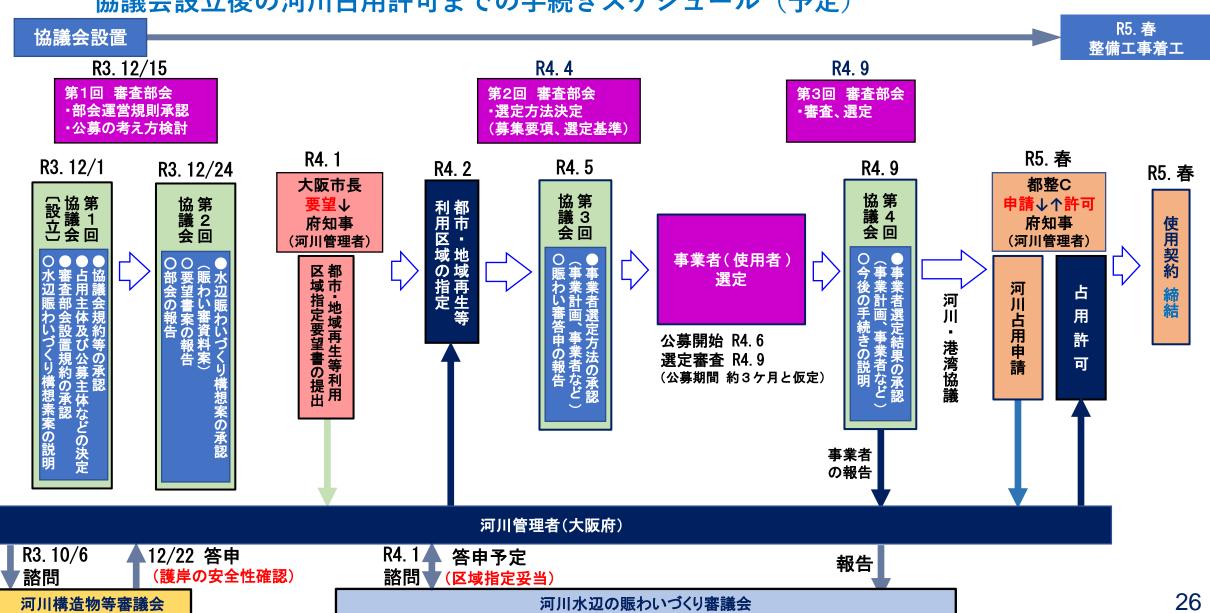
- ●申込開始 R4年6月
- ●応募締切・審査 R4年8月
- ●事業者選定 R4年9月

## WI. 今後の事業の進め方【全体スケジュール概要】



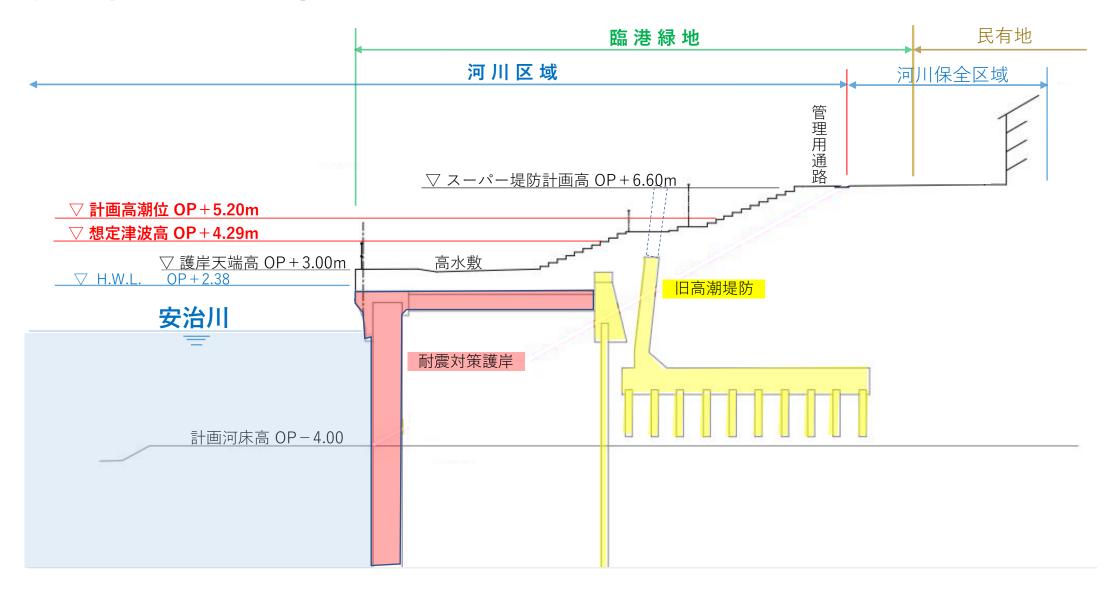
## WI. 今後の事業の進め方【(仮称)水辺遊歩空間賑わいづくり事業】

協議会設立後の河川占用許可までの手続きスケジュール(予定)



## Ⅷ. エリアの安全対策

### 此花西部臨港緑地の計画標準断面図



## Ⅲ. エリアの安全対策(命を守る「逃げる」対策の実施)

- ●高潮、高波、津波時の大阪市の避難情報やハザードマップを踏まえ、 「避難行動計画」を 作成し、情報や避難行動が正確に伝達できるように対策を実施する。
- ●避難ルートへの「案内板」などの設置や、避難訓練、防災教育等に取り組む。



#### 事業者公募時に安全対策の提案も求め、事業実施時に体制を構築

	3	サポロムがでして上が水でがでく チボスルはでしている		
至		体制確立の判断時期	活動内容	
【高潮時の	警戒体制	「警戒レベル3」に該当する場合 ◇大阪市から「高齢者等避難」が発令 (高潮注意報(警報に切り替える可能性が高いもの)相当)	・高潮に対する情報収集 ・飲食店等の営業停止準備 ・施設利用者への注意喚起	
の 対 応	非常体制	「警戒レベル4」に該当する場合 ◇大阪市から「避難指示」以上が発令 (高潮警報もしくは高潮特別警報 相当)	・飲食店等の営業停止 ・施設利用者の避難誘導	
【津波時の		体制確立の判断時期	活動内容	
	警戒体制	◇大阪市から「 <b>注意喚起</b> 」が発令 (津波注意報 相当)	・津波に対する情報収集 ・飲食店等の営業停止準備 ・施設利用者への注意喚起	
対応	非常体制	◇大阪市から「 <b>避難指示(緊急</b> )」が発令 (津波警報、大津波警報)	・飲食店等の営業停止 ・施設利用者の避難誘導	

	体制確立の判断時期	活動内容
警戒体制	◇大阪市から「 <mark>注意喚起</mark> 」が発令 (津波注意報 相当)	・津波に対する情報収集 ・飲食店等の営業停止準備 ・施設利用者への注意喚起
非常体制	◇大阪市から「 <mark>避難指示(緊急</mark> )」が発令 (津波警報、大津波警報)	・飲食店等の営業停止 ・施設利用者の避難誘導





3m≈5m紀記 (2階床上~軒下浸水)

①5m≈3m註到 (1階床上~軒下浸水)

(1開練下層水)